

令和2年6月30日改訂（7月1日適用）
令和2年10月8日改訂（10月15日適用）
令和3年1月8日改訂（1月9日適用）
令和3年2月12日改訂（2月13日適用）
令和3年3月19日改訂（3月22日適用）
令和3年4月9日改訂（4月12日適用）
令和3年5月31日改訂（6月1日適用）
令和3年6月20日改訂（6月21日適用）
令和3年7月9日改訂（7月12日適用）
令和3年9月30日改訂（10月1日適用）
令和3年10月22日改訂（10月25日適用）
令和3年10月25日改訂（10月26日適用）
令和4年1月20日改訂（1月21日適用）
令和4年3月18日改訂（3月22日適用）
令和4年5月20日改訂（5月23日適用）
令和5年1月7日改訂（1月7日適用）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止における 世田谷文化生活情報センター施設の利用者ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止における世田谷文化
生活情報センター施設の利用者（主催者）及び来場者が遵守すべき事項を「利用者
ガイドライン」として定めるものです。利用の申込み及び実際の利用にあたって
は、基本的な使用上の注意点に加え、本ガイドラインを必ずご確認ください。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、適宜変更
するものとします。

1 基本的事項

世田谷文化生活情報センター施設の利用者は、新型コロナウイルス感染症感染
拡大防止のため、密閉（換気の悪い密閉空間）・密集（多数が集まる密集場
所）・密接（間近で会話や発生をする密接場面）といういわゆる3つの「密」を
避け、手洗い・手指消毒・マスクの着用など、感染防止策を遵守して施設を利
用するものとします。

2 利用者（主催者）及び来場者が遵守すべき感染防止策

（1）利用人数の制限

各室とも定員までご利用いただけます。

ただし、大声での歓声等を伴う場合は定員の半分以下での利用とします。

※ワークショップ室 AB は、新型コロナワクチン集団接種会場として使用し
ているため、利用を休止しています。

※定員数等の施設概要については、別表「施設概要」をご覧ください。

- (2) 利用可能時間
通常どおりの時間で使用可能です。
- (3) 換気のため、利用中は常時の扉の開放、または30分に1回以上数分間程度、扉の開放を行ってください。ただし、音漏れに配慮してください。
- (4) 人と人が触れ合わない距離を確保してください。
- (5) 大きな声での会話等は控えてください。
- (6) 体調不良者等の利用禁止
以下に該当する場合は利用を控えてください。
ア 体調が良くない場合（発熱や咳、咽頭痛、頭痛などの症状がある場合）
イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- (7) 入室の際は手洗いや手指消毒を徹底し、マスクを着用してください。
- (8) 集合、解散時のエレベーターやロビーの混雑を回避し、十分な距離を保てるようにしてください。なお、貸出終了時刻までに完全退出できるよう、余裕をもって退出準備をしてください。

別表

施設概要

	施設	面積	定員	利用人数制限
1	セミナールームA	74 m ²	48名	制限なし
2	セミナールームB	83 m ²	48名	制限なし
3	セミナールームAB併合	—	108名	制限なし
4	ワークショップ室A	189 m ² うちコミュニティキッチン 63m ²	50名	利用休止
5	ワークショップ室B	145 m ²	50名	利用休止